

措置の対象となる物質及び油

1. カドミウム等28種類の物質(水質汚濁防止法施行令第2条各号)
2. ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項)
3. 原油等7種類の油(水質汚濁防止法施行令第3条の3各号)

カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機リン化合物
鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素
1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエチレン	1・2-ジクロロエチレン
1・1・1-トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエタン	1・3-ジクロロプロペン
チウラム	シマジン	チオベンカルブ
セレン及びその化合物	ベンゼン	フッ素及びその化合物
ホウ素及びその化合物	塩化ビニルモノマー	1・4-ジオキサン
アンモニア性窒素等		
ダイオキシン類		
原油	重油	潤滑油
軽油	灯油	揮発油
動植物油		